別記様式

規制影響分析書

規制の名称	銃砲刀剣類所持等取締法における両罰規定対象犯罪の拡大
担当部局	生活安全局生活環境課
評価実施日	平成19年9月27日
規制の内容、目的及び必要性	本年に入り、銃器を使用した犯罪が続発し、国民生活に重大な脅威となっている。これらの犯罪を根絶するためには、けん銃の使用及びその背景となっているけん銃の所持の抑止を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法を改正し、本規制等所要の措置を早急に執ることが必要である。 本規制は、けん銃等に係る違反行為であって現在は両罰規定の対象となっていないもののうち、これを両罰規定の対象として実行行為者のみならず監督義務者をも処罰の対象とすることにより銃器を使用した犯罪の抑止に資することができると認められる以下のものについて、新たに両罰規定の対象とするものである。 ・けん銃等の発射（第31条第1項） ・けん銃等の輸入（第31条の2第1項） ・けん銃等の譲渡し（譲受け）（第31条の4第1項） ・けん銃等の譲渡等周旋（第31条の15）
	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第37条
期待される効果	【社会的便益】 本規制により、けん銃等を使用した犯罪が抑止され、国民の生命及び身体に対する危害の発生を予防することができる。
想定される負担	【行政コスト】 従来からの実行行為者に対する取締りの延長で行うことができる事務であり、行政の負担が特に増加するものではない。 【遵守コスト】 業務主たる法人又は人は、今回新たに両罰規定の対象となるけん銃に係る違反行為の防止に関し、その従業者に対する刑事上の監督責任を負うが、既に他の銃刀法上の違反行為について監督責任を負っており、新たに過重な負担が生じるものではない。 【社会的コスト】 特別な負担の増加はない。
想定できる代替手段との比較考量	【想定できる代替手段】 両罰規定の対象を拡大しない（現状維持）。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 けん銃等を使用した犯罪による国民の生命及び身体に対する危害の発生が更に増加するおそれがある。
備考	なし。
レビューを行う時期	平成24年12月ころまで。